# 政令

河川法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第十七号**

河川法施行令の一部を改正する政令

内閣は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項及び第三十六条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号イ中「発電の」を「出力が最大千キロワット以上の発電の」に改め、同号イただし書中「次に掲げる水利使用であつて」を削り、「ものの」を「当該発電以外のためにする水利使用の」に改め、同号イ(1)から(4)までを削り、同号に次のように加える。

ホ　イからニまでに掲げる水利使用であつて法第二十三条の許可を受けたもののために取水した流水のみを利用する発電のためにするもの

第二十条の二第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　出力が最大二百キロワット以上の発電のためにするもの。ただし、当該発電が、法第二十三条の許可を受けた当該発電以外のためにする水利使用のために取水した流水のみを利用するものである場合を除く。

**附　則**

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第十八号**

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の二に次の一項を加える。

3　第一項の表の上欄に掲げる疾病（インフルエンザを除く。以下この項において「特定疾病」という。）についてそれぞれ同表の下欄に掲げる定期の予防接種の対象者であつた者（当該特定疾病にかかつている者又はかかつたことのある者その他厚生労働省令で定める者を除く。）であつて、当該定期の予防接種の対象者であつた間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかつたことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該特定疾病に係る法第三条第一項に規定する予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別の事情がなくなつた日から起算して二年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

薬事法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年一月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第十九号**

薬事法施行令の一部を改正する政令

内閣は、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第三項及び第八十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の一部を次のように改正する。

第六十条の見出しを「（検定合格証明書）」に改め、同条中「所要数の検定合格証紙を」を「出願者の氏名及び住所その他の厚生労働省令で定める事項を記載した検定合格証明書を都道府県知事に」に改め、同条に次の一項を加える。

2　都道府県知事は、前項の規定により検定の結果の通知を受けたときは、これを出願者に通知し、かつ、検定合格証明書の送付を受けたときは、これを出願者に交付しなければならない。

第六十一条を次のように改める。

（検定に合格した医薬品等に係る表示）

**第六十一条**　出願者は、前条第二項の規定により検定合格証明書の交付を受けたときは、検定に合格した医薬品又は医療機器を収めた容器又は被包に、厚生労働省令で定めるところにより、検定に合格した旨その他の厚生労働省令で定める事項の表示を付さなければならない。ただし、当該医薬品又は医療機器が緊急に使用される必要があるため当該医薬品又は医療機器を収めた容器又は被包に当該表示を付すいとまがないと認められるものとして厚生労働大臣の指定するものである場合その他厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

2　都道府県知事は、薬事監視員に前項の規定による表示が付されていることを確認させなければならない。

第八十一条第一項中「第六十一条まで」を「第六十条まで、第六十一条第二項」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この政令は、平成二十五年七月一日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの政令による改正前の薬事法施行令第五十八条の規定によりされた申請及び次条の規定によりされた申請に係る医薬品又は医療機器の検定については、この政令による改正後の薬事法施行令（以下「新令」という。）第六十条及び第六十一条の規定にかかわらず、なお従前の例による。